

「緑の募金公募事業」応募要領

1. 目的

公募事業は、緑の募金及び森林整備等に対する国民の理解を広め、国民参加による森林づくりを積極的に推進することを目的とする。

2. 募集対象事業

(1) 対象事業

岐阜県内において、次の行ういずれかに該当する事業とする。

ボランティア等による森林の整備（植栽、下刈、枝打、間伐等の作業） 森林整備事業

地域における緑化推進の象徴（街路樹、記念植樹等）の造成
緑化推進事業

その他、上記に準ずる森林整備及び緑化推進を目的とするイベント等

(2) 適用除外事業

次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

特定事業者の利益のために行われるもの

政治的又は宗教的宣伝を目的としているとみとめられるもの

その他、緑の募金事業としてふさわしくないと認められるもの

3. 事業期間

原則として、助成採択年度内に完了するものとする。

4. 申請者の応募要件

応募できる者は、次の要件をすべて具備しているものとする。

自主的、組織的な活動で事業を完遂できること

交付金の使途に係る条件遵守が確実であること

営利を目的としない団体（民法第34条に基づき設立された法人又はこれに準じる非営利法人及び市町村等を含む）であること

土地所有者或いは土地管理者の承諾が得られていること

5. 「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

科 目	区 分	細 分	摘 要
行動費	受入れ施設費	宿舍、寝具 借上げ料	公共施設等を宿舍として 一括借り上げる場合のみ
	昼食費		弁当
	交通費	人員輸送	最寄の駅から作業現地 までの実費
	保険料		ボランティア等傷害保険
環境整備費	進入路整備費		歩道等整備経費
資材費	苗木等緑化木		
	支柱・標示板		
	機械・器具		購入・借上げ損料
資材等運搬費	運搬費		車両借上げ料
指導者経費	謝金等		旅費・宿泊費を含む
事務費	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		
	その他		

注：次の経費等については、交付の対象となりません。

ボランティアの労賃

ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費

居住地から集合・解散場所までの旅費

6. 「緑の募金交付金」の交付限度額

1件100万円を限度とし、審査により額を決定する。

ただし、特定使用目的の寄付金に係る交付額についてはこの限りでない。

7. 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業応募申請書」による。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応じるものとする。

8 . 採択の決定及び通知

応募申請書等を「緑の募金公募事業」審査会規定による審査会で審査のうえ決定し、応募申請者に通知（様式1）する。

なお、理事長は交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

9 . その他

交付金等に係る事項は、社団法人岐阜県緑化推進委員会助成金等交付・委託金支出要綱に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から施工する。

この要領は、平成13年8月23日から施工する。

この要領は、平成15年8月18日から施工する。

この要領は、平成19年8月10日から施工する。

(様式1)

岐 緑 第 号
平成 年 月 日

申 請 者 様

(社)岐阜県緑化推進委員会
理事長

「緑の募金公募事業」の助成決定について

平成 年 月 日付けで申請のあった緑の募金公募事業応募申請について、下記のとおり採択となりましたので通知します。

事業の実行に当たっては、下記事項に留意の上、適切に実施して下さい。

記

1 事業名

2 助成金 千円

3 条 件

4 留意事項

事業を中止する場合又は支出予算の20%を超える減少が見込まれるときは、当委員会に連絡して下さい。

助成金を他の用途に使用したり、助成決定の内容又は前記の条件に違反したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

事業が完了次第、遅滞なく支出要綱に定める実績報告書を提出して下さい。